

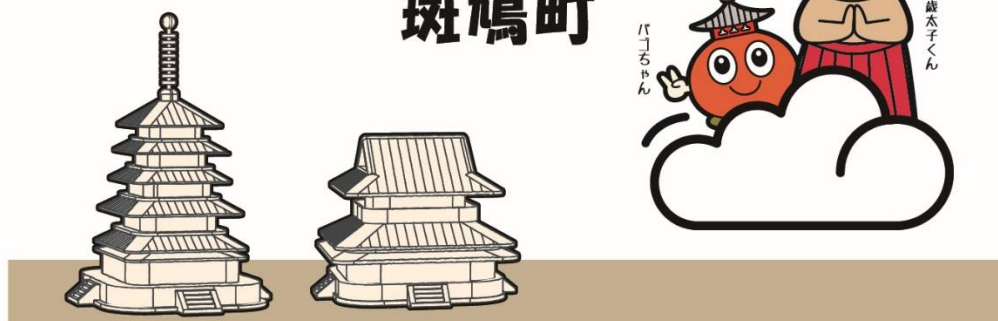


斑鳩町ファミリー・サポート・センター

依頼会員 利用の手引き

斑鳩町ファミリー・サポート・センター事務局
令和6年11月（第4版）

子育て応援宣言のまち！
斑鳩町



★センターの営業時間★

月曜から金曜（祝祭日、年末年始を除く）

8:30～17:15 まで

☎ 0745-75-1152

（生き生きプラザ斑鳩：子育て支援課内）

■斑鳩町ファミリー・サポート・センターとは

子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）とで、育児の相互活動を行う会員組織です。

仕事と育児を両立し安心して働くことができる環境づくりのために、また、家庭で子育てをされている方も、より豊かな子育てができるよう、地域のコミュニティで子育てを応援する活動です。

■まずは会員登録

【会員登録に必要なもの（共通）】縦 3.0cm×横 2.4cm の証明写真 2 枚



依頼会員

- ・事業の趣旨を十分に理解していただける人
- ・斑鳩町内に在住の人
- ・生後5か月から小学校3年生までの子どもを育児している人

【依頼会員登録に必要なもの】

利用する子どもの写真（スナップ写真可）



提供会員

- ・事業の趣旨を十分に理解していただける人
- ・斑鳩町内に在住で、子育て支援をできる 20 歳以上の人
- ・心身ともに健康で子育て支援に意欲のある人

- ★センターが実施する講習※を受けることが必要です。
- ★援助を行った場合、活動時間に応じた報酬が得られます。



両方会員

- ・依頼会員と提供会員を兼ねられる人

- ★センターが実施する講習※を受けることが必要です。
- ★援助を行った場合、活動時間に応じた報酬が得られます。

※救急救命や事故防止に関する講習など、支援に必要な知識を習得するための講習です。
他の機関で同等の講習を修了したと認められた場合は、省略できます。
講習会の日程など、詳しくは事務局までお問い合わせください。

- ✧斑鳩町民であれば、性別にかかわらずどなたでも会員になることができます！
- ✧現在子育て中の方、子育てが一段落した方、子育て経験はないけれど子育て支援に協力したい方、一緒に子育てを応援しませんか？

■こんな時に利用できます

- ・ 保育所等の開始時刻まで子どもを預かってほしいとき。
- ・ 保育所等の終了後、子どもを預かってほしいとき。
- ・ 保育所等まで子どもを送迎してほしいとき。
- ・ 学校の放課後、子どもを預かってほしいとき。
- ・ 参観日や病院など、乳幼児を連れて出かけにくいとき。
- ・ その他、仕事と育児の両立や安心して子育てするために援助が必要なとき。



※保護者が自分自身の時間を持ちたいときにも利用することができます♪

注1) 援助活動は、原則として会員の自宅で行います。ただし、会員の自宅以外に特に援助活動を行うのに適した場所があると認められる場合は、この限りではありません。

※中央公民館の幼児室、斑鳩幼稚園 2 階の教室などが利用できます（施設開館時間内で空室時に限る）。

注2) 宿泊を伴う援助活動は行いません。

注3) 病児・病後児に対する援助活動は行いません。

子どもの体調が悪いとき、体温が 37.5℃以上のときは、当日でも活動をお断りします。

注4) 町外への援助活動は行いません。

■よくある質問

Q. 急な援助を依頼できますか？

A. 提供会員の都合がつけば依頼できます。

急なお願いをする前に、必ず一度は、援助活動を受けておいてください。

Q. 活動中の事故への対策は？

A. 提供会員は安全・事故対策を含めた援助活動に必要な講習を受けています。

また、会員は万一の事故に備えて賠償責任保険に加入します（斑鳩町が負担し個人負担はありません）。

Q. 車や自転車で送迎してもらえますか？

A. 送迎は原則徒歩もしくは公共交通機関で行ってください。

やむを得ず提供会員の自転車を使用する場合は、子どもの年齢にあったヘルメットを、提供会員の自家用車を使用する場合は、子どもの年齢にあったチャイルドシートをつけ、必ず提供会員が運転してください。

なお、自家用車または自転車を使用しての事故については、センターで加入している賠償責任保険では適用されないため、提供会員が任意で加入している自動車保険等で対応してください。

※提供会員及び子どもの傷害等は、センター加入の賠償責任保険の範囲内で補償します。（地震などの天災の場合は、保険対象外となります。地震が直接の原因となるケガ等には保険が適用されませんので、ご注意ください。）

■援助が必要になったら…（活動のながれ）



- ①依頼会員は、センターの事務局に依頼日の5日前
（土・日・祝日、年末年始を除く）までに、電話で依頼してください。

- ②事務局は、提供会員に
協力を依頼し以下の項目
をお伝えします。

- ・依頼会員の連絡先
- ・依頼会員の自宅の地図



- ③事務局は、依頼会員に
提供会員を紹介し以下の
項目をお伝えします。

- ・提供会員の連絡先

※託児は子ども1人につき提供会員1名～2名で行います。
※提供会員の指名はできません。

- ④依頼会員と提供会員は、事前の打合せをしてから活動してください。

※具体的な依頼内容について打合せをする場で、その日にどのような援助を依頼するかを話し合います。

※当日、依頼会員は保育票【当日用】に必要事項を記入のうえ、提供会員に提出してください。



依頼会員

- ⑤事前の打合せに基づき、援助を実施してください。



提供会員

- ⑥依頼会員は提供会員に利用料等を支払ってください。

◎依頼会員は、利用された当日に、基準に従って、提供会員に
直接支払ってください。

◎交通費（駐車場代含む）や食事代などが生じた場合は、
依頼会員が実費を支払ってください。

- ⑦活動の報告をしてください。

◎提供会員は、支援が終わったら活動報告書を記入し、依頼会員の確認をもらってください。

◎提供会員は、活動報告書を翌月の5日までに事務局に提出してください。

◎利用料金等の基準

区分	活動日	活動時間の区分	基準額（1時間あたり）
利用料	平日	午前8時から午後6時まで	1人につき 600円
		上記以外の時間帯	1人につき 700円
	土・日・祝日 お盆時期 8/13～8/15 年末年始 12/29～1/3	午前8時から午後6時まで	1人につき 700円
		上記以外の時間帯	1人につき 800円
	1 活動時間は、原則 1 時間単位とし、子ども 1 人につき上記の金額となります。 2 最初の 1 時間までは、それに満たない場合であっても 1 時間とみなします。 3 最初の 1 時間を超えたときは、30 分以下は基準額の半額とし、30 分を超え 1 時間までは 1 時間として計算します。 4 兄弟（姉妹）を預ける場合は、2 人目から半額とします。 5 援助時間は、提供会員が援助を開始した時から、提供会員が依頼会員へ子どもを引き渡した時までとします。 6 援助活動が取り消された場合の基準額は、次のとおりとします。 （1）前日までの取り消し 無料 （2）当日の取り消し 上記基準により算定された基準額の半額 （3）無断取り消し 上記基準により算定された基準額の全額		
	必要経費	1 援助活動において、公共交通機関等利用した場合はその実費を、また、やむを得ず提供会員の自家用車を利用した場合は、ガソリン代等の実費負担として、走行距離 1 km（1 km 未満の端数は切り上げ）あたり 20 円とします。 2 子どもの食事、おやつ、おむつ等をやむを得ず、提供会員が購入した場合は、その実費とします。	

◎キャンセルについて

キャンセル料が発生する場合

○当日、急な用事が入ったため託児が不要になったとき（基準額の半額）

○当日、お子さんの体調が不良のため看病が必要になったとき（基準額の半額）

○当日、連絡なしにキャンセルしたとき（全額）

→上記のように、依頼会員の都合によりキャンセルする場合、キャンセル料が発生します。

※キャンセルが発生した場合、依頼会員はキャンセル料を事務局（子育て支援課）へ届けてください。

（提供会員に直接、支払うことも差し支えません。）

（例）料金の計算方法平日・子ども 1 人の場合（2 人分・兄弟の場合）

9：00～10：00まで 1 時間 ⇒ 300円（450円）

9：00～10：30まで 1 時間 30 分 ⇒ 450円（675円）

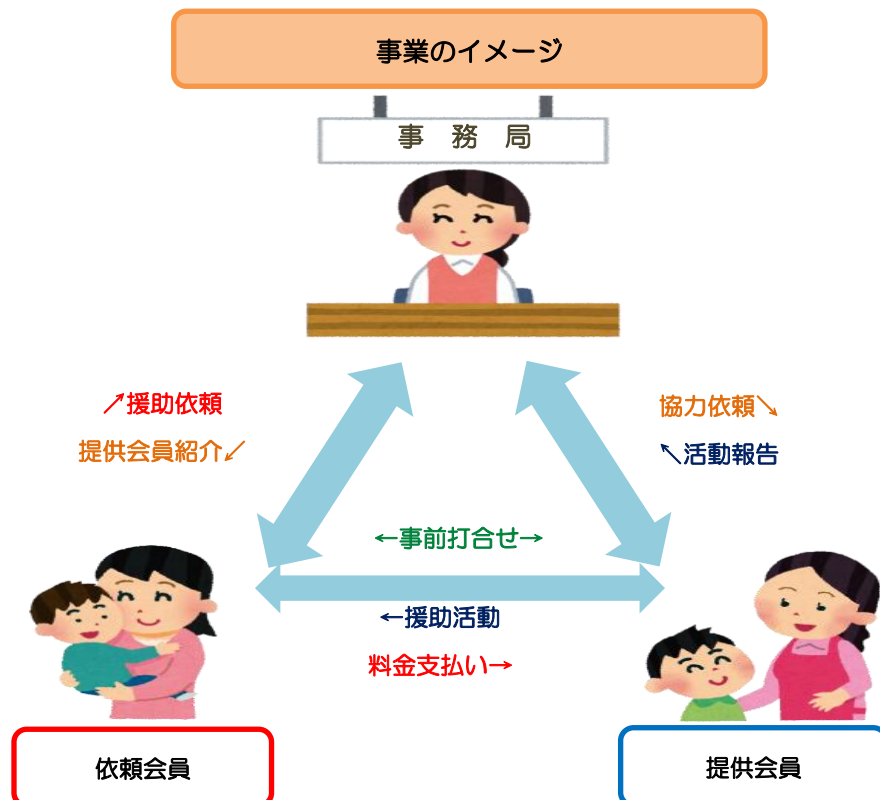
7：30～ 9：30まで 2 時間 00 分 ⇒ 650円（325円）

キャンセル料が発生しない場合

○当日、提供会員が託児のため、訪問した際にお子さんの体調が悪い（お子さんの体温が37.5℃以上のときなど）と判断された場合

→当日でも援助活動をお断りさせていただきます。当日、提供会員が援助活動をお断りする場合、キャンセル料は発生しません。

○気象警報発令時（今後発令される可能性が高い場合を含む）や地震発生時など、お子さんの安全および提供会員の安全が確保できない場合は、利用当日でも援助活動をお断りします。



注1) おやつやその他必要なものについては、依頼会員が用意してください。

注2) 依頼を取り消す場合

取り消す相手の提供会員にできるだけ早く電話をしてください。

また、事務局にもキャンセルの旨、ご連絡ください。

注3) 提供会員の都合により、依頼会員のご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

■会員の心がけ

★共通の約束★

- お互いのプライバシー厳守を心がけ、信頼関係が保たれるよう努めましょう。
- 約束した時間（開始時間、終了時間）は厳守しましょう
- 事務局へ連絡なしに、会員同士で援助活動の交渉を行わないでください。
※事務局を通さない援助活動については、補償保険は適用されません。
- 両会員において、援助活動について十分な打合せを行い、共通の認識を持つようにしましょう。

★依頼会員の約束★

- 依頼した内容以外の仕事は、要求しないようにしましょう。
- 提供会員に対し、過度となる要求は行わないようにしましょう。
- 子どもの送迎を依頼する場合、原則として徒歩及び公共交通機関の利用になります。
やむを得ず提供会員の自転車を利用する場合は、子どもの年齢に応じたヘルメットを、また提供会員の自家用車を利用する場合は、子どもの年齢に応じてチャイルドシートを準備しましょう。
- 利用料の支払いは基準を守って、すみやかにいきましょう。

★提供会員の約束★

- 事務局への連絡なしに、活動しないようにしましょう。
- 援助活動中に事故が発生した場合は、すみやかに依頼会員及び事務局へ連絡してください。
- 常に子どもの安全を確認してください。
- 依頼された内容どおりに援助を行うようにしましょう。
- 自分にとって負担が大きく責任が持てないと感じた場合は、援助活動を引き受けないようにしましょう。

斑鳩町ファミリー・サポート・センターの趣旨と決まりを守り、より良い相互援助活動を行いましょう♪



災害時（気象・地震など）について

＜会員同士の心得＞

- ◎災害時は子どもと自身の安全を最優先し、状況によって臨機応変に対応しましょう。
- ◎会員同士が連絡を取り合う努力をしましょう。
公共交通機関の運行停止による遅延や、避難所への移動など、すみやかに連絡を取り合いましょう。
- ◎停電が発生した場合、事務局と連絡が取れなくなることが予想されます。
その場合は、会員相互で活動についての確認を優先してください。
- ◎依頼会員は、災害発生時は子どもの安全を最優先に考え、すみやかにお子さんを引き取りに行ってください。
- ◎地域の避難場所は、複数箇所確認しておいてください。
- ◎災害時、連絡手段が途絶えたときは、伝言ダイヤル「171」を利用しましょう。
- ◎災害事由によるキャンセルには、キャンセル料は発生しません。
荒天が予想される場合など、活動の中止について検討してください。
- ◎センターで加入している補償保険は、地震などの天災は保険対象外となります。
地震などが直接の原因となるケガ等には保険は適用されませんので、ご注意ください。万が一ケガ等があった場合は、保険の対象になる・ならないに関わらず、事務局に連絡してください。
- ◎提供会員は、決して不安を抱えたままで、無理をして活動をしないようにしましょう。（不安を感じる場合は、活動中止を申し出ましょう。）

☆日頃から、災害等、緊急時の連絡方法を確認しておきましょう。

☆普段以上に、お互いの状況を確認し、協力的に活動しましょう。



【斑鳩町に震度5以上の地震が発生した場合】

※地震の規模はおおむね震度5以上を目安としますが、会員自身の状況（心身・家屋・家族）も含めて判断してください。

※状況によっては、事務局または提供会員から依頼会員に連絡を入れ、活動の変更をお願いすることもあります。

ケース	対 応	
援助活動前に地震（震度5程度）が発生したら	発生当日は、原則として活動は中止	・子どもが学校や保育所などにいる間に、地震が発生した場合、学校などの指示に従って、保護者が迎えに来るまでその場で待機となります。 ※学校などが避難所になっている場合は、施設にいる方が安全な場合もあります。 ・依頼会員から提供会員および事務局へ連絡を入れ、活動の中止または変更をお知らせください。
援助活動中に地震（震度5程度）が発生したら	まずは、子どもと自身の安全確保に全力を尽くしましょう。	
	送迎中の場合	・揺れが治まったら、安全な場所に移動しましょう。 ・学校などの施設に戻って救助を得ることも検討してください。 ・提供会員は子どもの所在を依頼会員に連絡してください。
	託児中の場合	・状況によって、活動場所を移動するか避難所に避難しましょう。 ・保護者にお子さんを引き渡すまで、責任をもって預かってください。 ※斑鳩幼稚園、中央公民館、生き生きプラザ斑鳩は指定緊急避難場所です。 ・依頼会員は、公共交通機関が運行停止になった場合など、帰宅が遅れる場合には、すみやかに提供会員に連絡しましょう。延長または代理人による引受（お迎え）を提供会員と確認してください。
地震発生翌日以降の活動再開について	安全が確保できるまでは、活動は中止	・活動は子どもと提供会員の安全が確保できる状態で再開となります。 ・事務局が施設や通学路等の安全確認を行ったのち、依頼の受け付けを再開します。 状況等については斑鳩町の公式 Facebook をご確認ください。 

【台風・雷・豪雨の災害が発生した場合】

※依頼会員は、すみやかにキャンセルまたは依頼日時を変更し、最盛期を避けるなど、活動の実施について検討してください。

※状況によっては、事務局または提供会員から依頼会員に連絡を入れ、活動の変更をお願いすることもあります。

ケース	対 応	
援助活動前に 気象警報が発令されたら (今後発令される可能性が高い場合を含む)	発令時は、原則として活動は中止 台風の接近など、荒天が予想される場合は、活動中止について検討	- 子どもが学校や保育所などにいる間に、気象警報が発令された場合、学校などの指示に従って、保護者が迎えに来るまでその場で待機となります。 - 依頼会員から提供会員および事務局へ連絡を入れ、活動の中止または変更をお知らせください。
援助活動中に 気象警報が発令されたら	まずは、子どもと自身の安全確保を最優先しましょう。	
送迎中の場合		- 状況によって学校などの施設に待機するか、引き返すことも検討してください。 - 提供会員は子どもの所在を依頼会員に連絡してください。
突然の雷・豪雨が発生したら	託児中の場合	- 状況によって、活動場所を移動するか避難所に避難しましょう。 - 保護者にお子さんを引き渡すまで、責任をもって預かってください。 ※斑鳩幼稚園、中央公民館、生き生きプラザ斑鳩は指定緊急避難場所です。 - 依頼会員は、公共交通機関が運行停止になった場合など、帰宅が遅れる場合には、すみやかに提供会員に連絡しましょう。延長または代理人による引受（お迎え）を提供会員と確認してください。
災害発生翌日以降の活動再開について	安全が確保できるまでは、活動は中止	- 活動は子どもと提供会員の安全が確保できる状態で再開となります。 - 事務局が施設や通学路等の安全確認を行ったのち、依頼の受け付けを再開します。 状況等については斑鳩町の公式 Facebook をご確認ください。 